

社会保障こぼれ話

ルクセンブルグの家族手当

一部では、社会保障による家族手当と児童手当を、同一のものとみなす傾向がある。しかし、児童手当は家族手当の一部を構成するものである。家族手当には、児童手当以外に、各種の給付が含まれ、ここに示すルクセンブルグ大公国の家族手当も、その一例である。

ルクセンブルグでは、1937年8月12日の省令によって支給された特殊な家族手当が、第2次大戦後の1950年にいたり、1月22日省令によって改正された。改正されたこの手当は、ルクセンブルグの国籍をもつ婚約者に支給されるが、手当は台所の炊事道具や食器類、および家具の購入のために支給される。しかし手当は所定金額以下の購入価格を対象として、購入金額の15%に制限されており、しかも、課税の対象とされる所得が所定水準以下の者に制限され、またルクセンブルグの市民により国内で生産された

台所用品と家具、とされ、手当は販売者に直接に支払われる仕組みとなっていた。さらに、給付を受けるには、最近の納税報告書、婚約書、国籍証明書、購入予定品の請求書、および当該商品が国産品である証明書を添付して、経済省に申請が行なわれる。受給の許可は、商・工業関係の代表者による委員会が担当する。

以上のように、この手当は、低所得の婚約者を対象として、結婚の促進と国産品使用の奨励を含めた、風変りな家族手当である。このような給付の支給は嬉しい話だ。それにしても、厄介な添付書類の要求はユーモラスで楽しい。

(平石長久 社会保障研究所)

|| 編集後記 ||

明るく晴れた空を、さわやかな風が流れるようになった。道を歩きながら、ふと見かけた鯉のぼりの柱に、大きな矢車が回っていた。都会で、軽やかな、乾いたこの音を聞くのも、近頃では、珍らしくなってしまった。変化の激しいこの世の中で、矢車の音など聞こうというのは、土台、現実離れした話かも知れない。それはともかく、この第6号が御手許に届く頃は、美しい新緑の匂う頃であろう。各国は、社会保障の発達を目指し、絶ゆみなく前進を続けており、これまでと同様に、本号にも、これら各国の前進や諸問題が示されている。(平石)

海外社会保障情報 No.6

昭和44年4月30日 発行 非売品
編集兼発行所 社会保障研究所
東京都千代田区霞が関
3丁目3番4号
電話 (580) 2511~3